

古文書を読む会学習記録

作成日 平成26年 8月15日

開催日	平成26年 8月14日	時 間	10:00～12:00
場 所	金沢公会堂3号室	出席人数	11名
講 師	真田雅行氏	作成者	佐藤和広
テーマ	第一学習 宿村 布川家文書⑧		
概 要	<p>1. 「金沢領洲崎村より安房上総へ女渡海し来たり」を読む</p> <p>女の往来は、片道の場合はこれを通さず、往復の場合は様子をよく聞き吟味して判断するが、女が江戸出入りの場合は関所手形を所持し、関所以外は通すいわれは無いので、この旨管轄の勘定奉行へ通達して、又今後如何にするべきかについては、元禄八年(1695)勘定奉行井戸志摩守宅にて細井久左衛門へ言い渡すこととする。本日御老中列座の場にて 久左衛門が念入りに窺ったところ、往復する女の場合は、その所の担当がしっかり吟味した上で通すべき旨、老中阿部豊後守より仰せ渡され、その経緯を志摩守が書留置き、久左衛門方にて記し置く。洲崎村名主・年寄へその旨仰せ渡された。</p> <p>2. 「申渡之覚え」</p> <p>領主の紅葉山別当より紅葉山領（正確には知楽院領）の坂本村並びに禅林寺への申し渡しの覚書。</p> <p>（紅葉山とは江戸城の本丸と西丸の間にある小丘。ここに徳川家康をはじめ歴代将軍の 廟が設けられ、家康命日の4月17日には 毎年将軍 の参詣があり、祭事のための紅葉山楽人が付属、霊廟には紅葉山坊主がいた。）</p> <p>禅林寺へは家康の御神影ならび御道具等が預けられて、毎年4月17日には寺の正殿へ安置し御神酒等供えられるが、①御神領の者共は御厚恩に感じ、全村人参拝するよう申し渡すこと。②当日参拝が済んだら、村役人と立ち合い、御道具等を御案(台)へ納め、その際名主、組頭各刻印すること。御案は平常清浄な場所へ安置すること。③坂本村百姓へは、禅林寺へ御神影ならび御道具等に対し、全員敬承し 違乱(秩序を乱すこと)なきようにすること。④村は御祭礼料米一石五升を年貢米として毎年禅林寺へ渡すこと。⑤毎年4月17日はいずれも農業を休み、身分に応じ祝うこと。⑥御神前で参拝した時に寺の方での粗末に取り計らいは御別当へ申しあげること。且又他領の者の参拝は禁制のこと。⑦もし非常の場合は、村役人に限らず、最寄の面々が早速駆けつけ大切な御道具等を外の寺院へ遷座すること。⑧御神領内は殺生の儀は当村の者に限らず、他所の者も禁制とすべきこと。</p>		
次回予定	平成26年8月28日 10:00～12:00		於:金沢公会堂3号室
	第二学習 江戸時代の絵島生嶋事件⑧		